資料６－６

富士山の利用者負担の検討に係る組織体制図

決定

富士山世界文化遺産協議会

役　割：資産及び周辺環境の現況の把握
　　資産の保存及び整備活用に関する事項の協議
　　資産の保存管理及び整備活用に取り組む団体及び個人と相互協力　等
構　成：山梨県・静岡県知事、山梨県・静岡県教育長、市町村長、市町村教育長、
　　国（環境省、林野庁、国土交通省）の出先機関の長
事務局：静岡県富士山世界遺産課、山梨県世界遺産富士山課

検討

作業部会

役　割：「富士山包括的保存管理計画」の実施状況の把握
　　協議会における協議事項の事前準備及び調整
　　世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事前協議
　　関係法令等を所管する国の機関との連携及び調整
構　成：山梨県・静岡県、市町村、国（環境省、林野庁、国土交通省）の出先
　　機関、住民代表者、資産所有者、関係団体
事務局：静岡県富士山世界遺産課、山梨県世界遺産富士山課

山梨県部会　　静岡県部会

報告・助言

利用者負担専門委員会

役　割：専門的見地からの利用者負担のあり方の検討
　　及び富士山世界文化遺産協議会への提言
　　構　成：学識経験者等
事務局：静岡県富士山世界遺産課、山梨県世界遺産富士山課

実施

山梨県・静岡県

役　割：所管する条例等の適切な運用
　　資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握
　　課題解決のために広域にわたって必要とされる施策の実施